

UBC情報



発行：2023年2月1日

No. 272

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

令和4年分の所得税確定申告書の受付は、2月16日(木)～3月15日(水)までです。納付期限も3月15日です。

振替納税をご利用の場合は、

申告所得税及び復興特別所得税 4月24日(月)

消費税及び地方消費税 4月27日(木) です。

トピックス

令和5年度税制改正大綱（主な中小関連）

◆中小企業向け設備投資税制の見直し等

◎投資促進税制及び経営強化税制について

*対象資産を一部除外（一定のコインランドリー設備など）した上で2年延長します。

◎防災・減災投資促進税制について

*対象資産に耐震装置を追加等した上で2年延長します。

◎先端設備等導入計画に基づき導入した一定の設備について

*固定資産税の課税標準を3年間1/2（一定の場合は最大5年間1/3）とする特例を講じます。

◆インボイス制度に係る見直し

◎令和5年10月からのインボイス制度について

*インボイス発行事業者の登録を受けようとする事業者が、申請期限（本年3月31日）後に登録申請書を提出する場合は期限内に提出ができないことについて「困難な事情」を記載することとなっていました。改正により、申請期限後に提出する登録申請書に「困難な事情」の記載は不要となり、本年9月30日までの申請については、本年10月1日を登録開始日として登録されます。

*免税事業者がインボイス発行事業者（課税事業者）になった場合に、消費税の納税額を売上に係る消費税額の2割とする軽減措置を3年間講じます。

*基準期間の課税売上高が1億円以下の事業者等が行う課税仕入れが1万円未満の場合は、帳簿のみの保存で仕入税額控除を認める措置を6年間講じます。

*税込1万円未満の値引きや返品等は返還インボイスの交付義務を免除します等。

◆電子帳簿等保存制度の見直し

◎電子取引データに係る保存制度について

*出力した書面等による保存も認める宥恕措置は適用期限（令和5年末）で廃止しますが、令和6年以降は要件に従って保存をすることができない相当の理由がある事業者に対する猶予措置を講じるほか、一定要件のもと検索要件を不要とする措置の対象者を売上高5千万円以下の事業者等に拡大します。

◎スキャナ保存制度について

*令和6年から解像度、階調、大きさに関する情報の保存要件を廃止する、などの見直しを行います。

◆防衛力強化に係る財源確保のための措置（法人税の部分）

◎令和6年以降の適切な時期（未定）から、法人税額（500万円超の部分）に対して税率4～4.5%の新たな付加税を課します。

1月から開始となっている主な制度等は

◆コロナ借換保証の開始

民間ゼロゼロ融資などの借り換えに加え、事業再構築などの資金需要にも対応する新たな信用保証制度「コロナ借換保証」が開始となります。売上等の減少要件を満たす中小企業者が経営行動計画書を作成し、金融機関の継続的な伴走支援を受ける場合、保証料を大幅に下げます（100%保証の融資は100%保証で借換可能）。

◆電気・都市ガス料金の負担緩和策

家庭や企業などの電気・都市ガス料金について、使用量に応じた値引きを各小売事業者を通じて実施します。1月使用分（2月請求分）以降が対象です。

◆全国旅行支援の再開

1月10日から、旅行代金の20%割引（1人1泊あたり交通付5千円、その他3千円が上限）、クーポン券は2千円分（休日の場合は1千円分）に引下げて再開します。

◆納税地の異動又は変更がある場合の手続

個人事業者が所得税・消費税の納税地を異動又は変更する場合の手続について、異動等に関する届出書の提出が不要となります（申告書に納税地を記載）。

◆国外居住親族に係る扶養控除の見直し

国外居住親族に係る扶養控除について、30歳以上70歳未満の親族は、①留学生、②障害者、③仕送りを年38万円以上受けている、のいずれかに該当する場合に限り適用対象となります（確認書類の提出が必要）。

◆証拠書類のない簿外経費の不算入措置

税務調査で無申告又は仮装・隠蔽を指摘された年分において、帳簿保存等のない簿外経費の損金（必要経費）不算入措置が講じられます。

◆その他

*財産債務調書の提出義務者拡大、*車検証の電子化、*出産・子育て応援金の支給、等。

確定申告会場への入場には整理券が必要

令和4年分の所得税の確定申告が本年2月16日から始まりますが、期間中は全ての確定申告会場において入場できる時間を区切った「入場整理券」が必要です（会場・税務署によっては確定申告期間の前後も整理券が必要）。

入場整理券（1枚につき1名）は各会場で当日配付されますが、国税庁LINE公式アカウントを通じてオンライン事前発行も行われています。

なお、作成済の申告書を提出するなど、相談を必要としない方の場合、整理券の取得は不要です。

医療費控除の対象になる医療費とは

医療費控除は、1年間に本人又は生計を一にする親族のために支払った医療費が10万円（所得金額200万円未満の方は、その5%）を超える場合に、超えた金額（最高200万円）を所得控除できる制度です（セルフメディケーション税制との選択適用）。

なお、医療費を補填する保険金等がある場合は、補填の対象である医療費を限度として、支払った医療費から差し引きます。

◆医療費控除の対象になる費用、ならない費用

医療費控除の対象となる医療費は、医師等による診療・治療の費用や医薬品の購入費などで、病気の予防や健康維持のための費用は対象外となります。

◎市販医薬品の購入費用……風邪等を治療するための医薬品は対象ですが、ビタミン剤等は対象外です。

◎入院費用……入院の際の部屋代や食事代は対象ですが、寝具や洗面具などの身の回り品の購入費用は対象外です。なお、病状などにより個室を使用する必要がある場合の差額ベッド代は対象です。

◎通院費用……電車やバスなどの交通機関を利用した場合は対象ですが、自家用車で通院した場合のガソリン代や駐車場の料金は対象外です。

◎予防接種の費用……対象外です。

◎健康診断等の費用……対象外ですが、診断で発見された疾病を治療する場合は、治療費だけでなく健康診断等の費用も対象になります。

◎マッサージ・はり代……治療であれば対象ですが、健康維持の場合は対象外です。

◎自由診療の費用……保険適用の有無に関わらず治療であれば対象ですが、病状に応じた一般的な治療費を大きく上回る場合や、美容目的は対象外です。



編集後記

寒さのピークを迎えた今日この頃！節分など行事で季節を感じながら過ごしています。会計事務所にとって一番の繁忙期になりますが、同時に一番充実した時間です。

発行元 ㈲ユービーシー経営 河野会計事務所
〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 272

発行：2023年
2月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝1-6-10
TEL：0836-33-6717
FAX：0836-33-6753
Mail：info@ubc-net.com
URL：http://ubc-net.com
所属：(一財)総合福祉研究会
(一社)全国地域医業研究会

社会福祉法人

サービス活動増減差額率が低下し、赤字法人割合は拡大
～WAMが「令和3年度 社会福祉法人の経営状況」を発表しました～

◆独立行政法人福祉医療機構(WAM)では、債権管理の一環として、貸付先法人及び貸付対象の各施設の経営状況等について、事業報告に基づく調査・分析を行っています。今般、令和3(2021)年度決算にかかる社会福祉法人の経営状況を発表しました。

令和3年度は3年周期で改定される介護報酬と障害福祉サービス等報酬の改定年度で、介護報酬について0.7%、障害福祉サービス等報酬も0.56%のプラス改定となりました。私立保育所の運営費についても、管理費と事業費について改定されるなど、収益に關しての増加要因となりました。実際、1法人当たりの平均サービス活動収益額は7億3,432万円と、前年度の6億7,584万円から5,848万円、率にして8.65%も増加しました。しかしサービス活動費用も6,104万円増加したことから、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率(以下「サービス活動増減差額率」と言います。)は前年度から0.6ポイント低下して2.5%となりました。また赤字法人(経常増減差額が0円未満の法人)の割合も31.3%と、前年度から5.4ポイント拡大しました。参考資料の図表1はサービス活動増減差額率と赤字法人の割合の推移を示すグラフですが、平成28(2016)年度から令和3年度にかけて概観すると、サービス活動増減差額率が低下傾向にあり、赤字法人割合は拡大傾向にあるとみられます。

法人全体のサービス活動収益のうち特定事業の収益額が50%超の事業を「主体法人」とすると、介護主体法人ではサービス活動増減差額率が1.7%と前年度よりも0.7ポイント低下、保育主体法人は2.5%と0.6ポイント低下、障害主体法人も4.3%と1.0ポイント低下しました。赤字法人割合を見ると、介護主体法人が40.1%と前年度から6.8ポイント上昇、保育主体法人が23.9%と3.8ポイント上昇、障害主体法人も29.5%と6.3ポイント上昇しました。令和4年度決算も、厳しい結果が予想されます。

(総合福祉研究会)

◆図表1 社会福祉法人のサービス活動収益対サービス活動増減差額率および赤字法人割合の推移



資料：福祉医療機構「2021年度(令和3年度)社会福祉法人の経営状況について」から



介護・看護

特別養護老人ホームの定員が65万人を超えました ～居宅サービス等では訪問看護・看多機等の事業所が増加～

◆2022年12月27日に厚生労働省は「令和3年介護サービス施設・事業所調査」を公表しました。それによれば、介護保険施設の介護老人福祉施設(以下「広域型特養」と言います。)の定員数は前年よりも9,619人(1.67%)増の58万6,061人、地域密着型介護老人福祉施設(以下「地域密着型特養」と言います。)の定員数は1,754人(2.78%)増の6万4,882人で、合計して65万943人と、昭和38(1963)年の制度創設以来初めて65万人を超えたことが分かりました。

広域型特養の定員も増加を続けていますが、地域密着型特養の定員数が全体に占める割合も9.97%と、ほぼ1割まで上昇してきました。ただこの割合は地域によって異なり、都道府県で見ると、最も高いのは山梨県の32.12%、最も低いのは東京都の1.79%です。小規模のため経営が難しいと敬遠されがちな地域密着型特養ですが、高い割合の地域に参考となる運営例があるかもしれません。

介護老人保健施設、介護医療院、介護療養病床の定員を見ると、介護医療院は4,409人増加しましたが、介護老人保健施設が2,019人減少、介護療養病床が5,805床減少したため、3施設合計では3,415人減少しました。

◆居宅サービス等の事業所数の増減を見ると、増加数が最も多かったのは、前年よりも1,161か所(9.37%)増加して1万3,554か所となった訪問看護ステーションで、次いで1,106か所(9.13%)増加して1万3,221か所となった介護予防訪問看護ステーションです。また増加率が最も高かったのは14.91%上昇して817か所となった看護小規模多機能型居宅介護でした。在宅における医療的ケアの需要増が窺えます。逆に減少したのは認知症対応型通所介護や訪問入浴介護等でした。コロナ禍による需要減やサービス提供機会の減少等が考えられますが、そもそもの地域需要の減少や人材確保その他の経営課題もあるかもしれません。(総合福祉研究会)

介護人材

外国人介護人材の研修支援等 ～地域医療介護総合確保基金に新たなメニュー案～

◆昨年12月23日に令和5年度予算政府案が閣議決定されましたが、これを待って厚生労働省から事務連絡「令和5年度予算案における地域医療介護総合確保基金(介護従事者の確保に関する事業)の新規事業等について」が発出されました。

地域医療介護総合確保基金は、高度急性期から在宅医療・介護までの総合的なサービスを地域にて一括して行う「地域包括ケアシステム」の構築と医療・介護体制の効率化・ネットワーク基盤の設備等を目的として確立された財政支援制度のことで、各都道府県に設置されています。

事務連絡では、①外国人介護人材研修支援事業(新規)、②外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業(新規)、③ICT導入支援事業(拡充)、④介護生産性向上推進総合事業(介護事業所に対する業務改善支援事業を改称)(拡充)、⑤新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業(継続)、を挙げ、新規事業への対応への準備を促しています。

①・②では、技能実習生や1号特定技能外国人を対象とする集合研修の実施や、就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語・専門知識の学習支援など、外国人介護従事者の確保と資質の向上に向けた事業を新たに対象とします。

また④では、介護人材の確保・処遇改善、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入、介護助手の活用など、介護現場の革新、生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的・横断的に一括して取り扱う「介護生産性向上総合相談センター(仮称)」を設置するためのメニューを設けます。(総合福祉研究会)

